

山口市新本庁舎立体駐車場設計業務に係る
委託仕様書

山口市
令和6年6月

1, 業務概要

1-1 業務名

山口市新本庁舎立体駐車場設計業務

1-2 業務の目的

本委託業務は、設計条件に基づき山口市が実施する山口市新本庁舎立体駐車場の設計を行い個別認定及び建築確認済証を取得するものである。

なお、業務に当たっては、本委託仕様書の内容を踏まえ、「山口市新本庁舎等基本設計概要版」及び「山口市新本庁舎等実施設計概要版」に示す考え方や、本市の地域特性、周辺環境との調和等を十分理解した上で、設計を進めることとする。

1-3 計画施設概要

(1) 施設名称 山口市新本庁舎立体駐車場

(2) 建設場所 山口市亀山町2番1号

(3) 建物用途 立体駐車場

(4) 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体：Ⅲ類

2) 建築非構造部材：B類

3) 建築設備：乙類

2, 適用

この仕様書は山口市新本庁舎立体駐車場設計業務に適用する。

また、この仕様書に規定のない事項については、発注者と協議の上決定する。

3, 設計と条件

設計にあたっての基本的な前提条件を示したものであり、業務の実施に当たっては、発注者と打ち合わせの上、設計条件を決定する。

3-1 都市計画条件等

(1) 用途地域及び地区の指定：近隣商業地域、準防火地域

(2) その他の地域 駐車場整備地区

(3) 建蔽率：80%

(4) 容積率：200%

3-2 施設の条件

新設建物：自走式立体駐車場

国土交通大臣による個別認定駐車場

RC造、S造又はSRC造（事業者の提案による）

延べ面積 約 7,200㎡ 程度

3-3 その他の条件

(1) 概算予定工事費 約 10.5 億円程度とする。（工事は市内工業者に発注予定）

(2) 設計範囲

工事費の対象となる全てとする。

4、業務の実施

4-1 一般事項

- (1) 業務は、発注者が提示した延べ面積及び工事費を遵守し、設計条件に基づいて実施する。
- (2) 業務の実施にあたっては、発注者と十分な連絡を保ち、発注者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (3) 業務の実施にあたっては、関係法令及び適用基準を遵守する。
- (4) 設計業務で協力事務所を使用する場合は、発注者と協議し承諾を受ける。
- (5) 本庁舎整備事業の全体設計者である(株)石本建築事務所との協議に伴って、計画内容を変更する必要がある場合及び発注者が提示した総工事費と受諾者が立案した計画施設から算出した総工事費との間に相違がある場合は、計画内容変更に伴う設計図書等の修正を行うものとする。
- (6) 業務に関して疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議する。

4-2 配置技術者の資格要件

(1) 管理技術者の資格要件

管理技術者（業務を管理し、及び統括する責任者）は、一級建築士（建築士法（昭和 25 年法律 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）とする。

(2) 担当技術者の資格要件

担当分野の業務を分担する担当技術者は、下記資格要件を有するものとする。

なお、管理技術者は担当技術者を兼ねることができる。

建築（意匠）及び建築（構造）の担当技術者のうちそれぞれ 1 名以上は、一級建築士、電気設備担当者及び機械設備担当者の担当技術者のうちそれぞれ 1 名以上は、は設備設計一級建築士又は建築設備士、積算にあたっては（社）日本建築積算協会が付与する建築積算資格者とする。

(3) 履行体制

受託者は、プロポーザル方式による手続きで提案した履行体制（配置予定技術者）により当該業務を履行することとし、原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合には、委託者の了解を得たうえで、資格及び業務実績について同等以上の技術者に変更することとする。

4-3 業務内容

(1) 一般業務

平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添の実施設計の項にあげるものを基本とする。

（総合+構造+設備+昇降機等設備工事）

(2) 設備関係の計画業務については下記のとおり

- ・電気 電灯設備、動力設備、受変電設備、情報通信設備、情報表示設備、誘導支援設備、監視設備、火災報知設備、構内配電線路設備等
- ・空調 換気設備、冷暖房設備等
- ・給排水衛生 衛生器具設備、給排水設備、消火設備等
- ・昇降設備 乗用 EV
- ・その他 警報装置、清算機、駐車場関連設備、維持管理上必要な管制設備、各法令で必要となる設備、施設の利用上必要となる設備

(3) 追加業務

ア. 建築・電気設備・機械設備積算

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積の収集（相手先は監督員の指示による）
- ・見積検討資料の作成

※ 積算資料の作成は RIBC2 山口市様式による。（RIBC2 とは、（財）建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。）また、納品時に最新の単価に入替を行うこと。

- イ. 計画通知申請・届出手続き業務（手数料の納付を含む）
- ウ. 国土交通大臣個別認定取得業務（手数料の納付を含む）

4-4 適用基準等

設計図書の作成に当たっては、以下の仕様によるものとする。

① 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き
- ・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン
- ・建築設計業務等電子納品要領
- ・建築CAD図面作成要領（（財）日本建設情報総合センター）
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・山口県福祉のまちづくり条例
- ・山口市景観条例

② 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築工事標準詳細図
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・標準案内図用記号ガイドライン

③ 建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

④ 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
- ・山口市排水設備技術指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引

⑤ 設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

4-5 提出書類

- (1) 着手時
 - 1) 重要事項説明書
 - 2) 管理技術者及び主任担当技術者選任通知書
※ プロポーザル応募時に提出した配置予定技術者調書を添付すること。
 - 3) 業務計画書
 - 4) その他業務上必要となるもの
- (2) 業務中
 - 1) 業務打合せ簿
 - 2) 業務履行報告書（月毎に業務の進捗状況及び翌月の予定を記載し提出）
 - 3) その他業務上必要となるもの
- (3) 完了時
 - 1) 業務完了通知書
 - 2) 成果品引渡書
 - 3) 委託料支払請求書
 - 4) その他業務上必要となるもの
- (4) 業務計画書
業務計画書は、次の内容を記載する。
 - 1) 業務工程表
 - 2) 作業項目別工程計画表
 - 3) 打合せ計画表
 - 4) 業務実施体制

4-6 その他、業務の履行に係る条件等

- ① 成果品の提出時期
設計業務の成果品は、令和7年3月25日まで
成果物については、委託期間内に各種申請手続の許認可、受理等を完了させることを考慮し、監督職員と協議のうえ適切な提出期限を設定すること。
- ② 成果品の提出場所：山口市総務部本庁舎整備推進室
- ③ 成果物の取扱いについて
提出された原図及びCADデータについては、その写しもしくはそのPDFデータを入札に係る資料として貸与もしくは公開に利用することがある。
また、提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受託者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- ④ 写真の著作権の権利等について
受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - 1) 写真は、委託者が行う事務並びに委託者が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - 2) 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を受けた場合は、この限りではない。
 - ア 写真を公表すること。
 - イ 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- ⑤ 引渡し前における成果品の使用等
仕様書に提出時期の規定がある場合又は監督職員が指示し受託者がこれに承諾した場合は、委託者は履行期間途中においても、成果品の全部又は一部を使用することができる。

4-7 軽微な変更

設計条件、設計図書に関しての軽微な変更については、受託者は発注者の指示により作業を進める。この場合設計業務受託契約書の規定に係わらず「契約金額」及び「履行期限」の変更はないものとする。

4-8 使用言語等

本委託業務に使用する言語は日本語、数字は算用数字、単位はメートル、通貨は日本円とする。

4-9 特許に係わるもの

材料、工法等で特許に係わるものを採用しようとするときは、発注者と協議し指示を受けるものとする。

4-10 特定の製品名等

設計図には、特定の製品名、製造所等の記載、特定の製品等が推定されるような表現をしてはならない。

4-11 特殊な工法等

適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとするときは、あらかじめ発注者と協議し、承諾を受けなければならない。

5. 施設の要求水準

建築概要

- ・4層5段（一部3層4段） 収容台数309台程度 の自走式立体駐車場とする。

建築面積 約 2,000 m² 程度

延べ面積 約 7,200 m² 程度

配置計画（現況敷地測量図【参考資料1】）

- ・新立体駐車場の建設場所は、駐車場配置図【参考資料2】に示す位置とする。
- ・立体駐車場の車両出入口は東側（パークロードから）及び西側（新庁舎車寄せから）の2か所に設け、設置位置については【参考資料2】による。

建築物

- ・スキップフロア形式とし梁間方向の車室は3列とする。基本的な平面構成を駐車場平面図【参考資料3】に示す。
- ・地盤面下の階となる場合は浸水等災害時の影響を考慮して計画すること。
- ・建築物：国土交通大臣の防耐火認定を取得した建築物とすること。
- ・パークロードからの進入車両が、立体駐車場に進入、通り抜けし車寄せにアプローチできる計画とする。

階段

- ・階段は2箇所設置することとし、市役所へのアクセスに加えて山口県立美術館など周辺公共施設へアクセスしやすいこと。
- ・階段は滑りにくく防音に配慮した素材とし、両側2段の手摺を設置すること。
- ・景観等に配慮し、目隠し等の配慮をすること。

転落防止対策

- ・自動車の衝突によっても車両が転落せず、安全であること。また、歩行者についても落下事故防止対策に配慮のこと。

管理室

- ・防犯上の管理ができること
- ・空調・換気設備、その他必要な設備を設置する。
- ・業務放送及び非常放送を設置し、管理室から操作できること。
- ・電話回線にて外部と通信できること

トイレ

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第14条に適合した男性用と女性用トイレを各1ヶ所設けること。

有効高さ

- ・有効高さは2.3m以上とし、入口付近には高さ制限バー等を設置し、安全確保及び施設保護に配慮した設計とすること

積載荷重

- ・耐荷重及び転落防止柵の衝撃荷重については、車両総重量 2.5t 以下の車両について安全な構造とすること。

外観計画

- ・亀山を背景とした当該計画地は、本市のシンボリックな空間となることから、緑に溶け込む緑化計画、外装ルーバーにより山口県立美術館外観の流れをくむ外装計画とすること。また、美術館側への視線配慮とし、目隠しフェンス H=2m を立体駐車場の北東角から西へ 20m、南へ 10m 範囲設置すること。

内装計画

- ・内装は各部で照度や換気が確保され、サイン等が明瞭に視認できるものとする。
- ・利用者が駐車場所、駐車階層を容易に認識できるよう配慮した内装デザインとすること。
- ・床材は耐久性及び防滑性に優れた材料を選定すること。

車路の幅

- ・対面通行：6.0m 以上（歩行者通路含む）

駐車区画

- ・普通自動車：幅 2.5m、奥行き 5.0m 以上
- ・軽自動車：幅 2.3m、奥行き 4.0m 以上
- ・車いす用：幅 3.5m、奥行き 5.0m 以上（5 台程度）

駐車区画線

- ・駐車区画線は二重線とする。
- ・15 cm 以上の溶融式区画線とすること。
- ・自動車車庫入れ装置が認識できる白線引きとすること。

車止め

- ・駐車場の衝撃などで外れない構造とし、アンカー止めを原則とする

自動車の動線

- ・円滑な誘導のため車路には誘導線を設けること。出入口、一時停止、徐行部分が認識できるように表示すること。
- ・案内看板等サイン、ガードパイプ、カーブミラー等を適切に配置し事故回避、円滑な利用が行われる計画とすること。

歩行者の動線

- ・歩行者動線を色塗装等により明示すること。
- ・安全性に十分に配慮すること。特にバリアフリーに配慮し、車いす使用者、ベビーカー使用者にも利用しやすい計画とすること。

案内表示板

- ・駐車後の案内、車両出口の行き先案内、高さ制限・重さ制限の案内、歩行者動線等を表示する案内板を適切に設置すること。

エレベーター

- ・乗用エレベーター（車いす対応型）を設置する。
- ・エレベーター内に防犯カメラを、各階 EV ホールにモニターを設置すること。

駐車場監視装置

- ・出入口の重点監視を行うほか、駐車場各部エレベーター内等、場内全体の通行状況や混雑状況を把握できること。

駐車場管制システム

- ・立体駐車場各入口に満空表示板を設置すること。
- ・駐車場出口、合流地点に回転灯、出庫表示板（警報音も鳴動）を設置し車両と歩行者に通過車両を知らせること。

出入庫管理装置

- ・出庫時の渋滞を極力回避するシステム構成とすること。
- ・車番認証装置と事前清算機により、出場の時間を短縮すること。
- ・満空情報等を一般公開される WEB システムとの連携が可能とすること。

電気自動車用充電設備

- ・普通充電式 5 区画以上設置すること。

6, 成果物、提出部数等

実施設計 成果物等 提出部数 製本形態等

成果物等	提出部数	製本形態等
① 別表 1 に掲げる実施設計図書	2 部	A 3 冊子綴じ
② 計画通知図書 建築（総合・構造）・電気設備・機械設備 昇降機	3 部	A 4 ファイル綴じ
③ 構造計算書 及び 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書	3 部	A 4 ファイル綴じ
④ 電気設備設計計算書 照度計算書、電圧降下計算書、容量算定書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑤ 機械設備設計計算書 空調計算書、換気計算書、 昇降機計算書、給排水計算書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑥ 積算関係資料 工事費内訳明細書（建築・電気設備・機械設備 ・昇降機設備）※RIBC データ含む。 積算数量算出書（建築・電気設備・機械設備・ 昇降機設備） 見積比較表（建築・電気設備・機械設備・昇降 機設備）他、検討資料 刊行物比較検討表 見積徴取業者リスト 単価根拠資料（見積書・カタログ・刊行物・歩 掛コピー等） 査定率検討書 数量拾い図	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑦ 届出関係資料 計画通知（確認済証） 構造計算適合性判定（適合判定通知書）	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑧ リサイクル計画書	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑨ 関係法令チェックリスト	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑩ 設計段階チェックリスト（市様式）	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑪ 概略工事工程表	3 部	A 3
⑫ 積算チェックリスト（市様式）	3 部	A 4 ファイル綴じ
⑬ 各種技術資料・比較検討資料・補助申請資料	2 部	A 4 ファイル綴じ
⑭ 協議簿、業務日誌（所要時間集計）、各種会議 録	1 部	A 4 ファイル綴じ
⑮ その他監督職員が必要と認めるもの	適宜	

別表 1 実施設計図書リスト 種別 図面 備考

種別	図面	備考
<p style="text-align: center;">建築 総合</p>	<p>表紙 図面目録 建築物概要書 特記仕様書 敷地求積図 面積表、求積図 敷地案内図、配置図 仕上げ表 平面図（各階） 立面図（各面） 断面図 矩計図 展開図 各伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 天井伏図 建具キープラン 建具表 総合仮設計画図 サイン計画図・詳細図 その他工事に必要な図書等</p>	<p>縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。</p>
<p style="text-align: center;">建築 構造</p>	<p>特記仕様書 杭伏図、基礎伏図 基礎配筋図 構造伏図 屋根伏図 各部配筋図 軸組図 部材断面リスト 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 スリーブ図 その他工事に必要な図書等</p>	<p>縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。</p>

<p style="text-align: center;">電 気 設 備</p>	<p>表紙 図面目録 特記仕様書 敷地案内図・配置図 電灯設備図 照明器具姿図 動力設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 火災報知設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 仮設計画図 各種系統図 その他工事に必要な図書等</p>	<p>縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。</p>
<p style="text-align: center;">昇 降 機 等 設 備</p>	<p>表紙 図面目録 特記仕様書 敷地案内図・配置図 平面図 工事区分表 仕様一覧表 据付図 カゴ室内意匠図 乗場詳細図 平面詳細図 出入口詳細図 昇降路断面図</p>	<p>縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。</p>

機 械 設 備	表紙 図面目録 特記仕様書 敷地案内図・配置図 空気調和設備図 換気設備図 機器表 衛生器具設備図 屋外給排水設備図 屋内給排水設備図 桝リスト、勾配図 給湯設備図 消火設備図 仮設計画図 各種系統図 屋外設備図 その他工事に必要な図書等	縮尺については、監督職員と協議の上決定すること。
------------------	---	--------------------------

(注) : 建築（構造）の成果物は、建築（総合）成果物の中にも含めることもできる。

: 設計図は、適宜、追加してもよい。

: 電子データは、監督職員の求めに応じて随時提出すること。

: 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。

: 著作権を委託者に帰属する場合、上記成果物の設計図書については原則CADで作成し、他の成果物とともに電子データで納品すること。

: CADの形式は、JWW又はDXFとすること。